特商法改正に伴う **訪問購入(下取り・買取り)を行う際の留意点**- バイクを買取りする際のルールが変わりました —

◆ 特商法改正の背景

- ・ 貴金属や着物の訪問購入について、いわゆる押し買い等の被害が急増
- 消費者庁において「訪問買取りに関する研究会」を設置し、法的措置について検討
- その結果、「特定商取引法(特商法)*」が改正され、「訪問購入」が規制の対象とされた ※消費者トラブルを生じやすい取引(訪問販売やキャッチセールス等)を対象にトラブル防止のための ルールを定め、事業者による不当な勧誘行為等を取り締まる法律

◆ 規制の対象商品

原則、「訪問購入によって取引される『全ての物品』が対象」



二輪自動車(バイク)についても規制の対象となります。

◆ 訪問購入とは

自己の店舗以外の場所(ユーザーの自宅等)で行うバイクの購入のことをいいます



<次のようなケースが訪問購入にあたります>

- お客様の依頼で自宅に出向き、バイクの買取査定を行う場合
- ・来店されたお客様から新車の注文を受けたが、下取車が不動であったため、<u>自宅まで出向き</u>、 下取車の査定、商談、契約を行う場合

◆ 一部適用除外について

次のような場合は、次ページ以降の 網掛けしてあるルール以外は適用されません

- ①下取り・買取りに関する商談や契約について依頼があった場合(例:消費者から電話等により「バイクを売りたいので契約について話をしたい」などの話があったなど)
- ②訪問日より過去1年以内に下取りや買取りを行ったお客様に対して、訪問して下取り・買取りを行う場合

I. 訪問購入を行う際に「行うべき事項」

- 1. 勧誘に先立って、以下の内容について明示する必要があります
 - ▶購入業者の名称
 - ▶バイクの買取り(下取り)契約の勧誘が目的である旨

例えば、勧誘前に、「○○バイクショップです。本日はバイクの買取りの商談に伺いました」 と告げるなど、勧誘する前に上記内容を明示するようにして下さい。

- 2. 依頼を受けて訪問購入する場合であっても、勧誘する前に、再度、勧誘を 受ける意思があるか確認する必要があります
 - ▶「商談を始める前に『商談を始めてもよいでしょうか』と確認する」など
- 3. 契約の申込みを受けたときは、下記内容を記載した書面を交付する必要があります

記載事項①く通常、注文書や契約書に記載されていることが多いもの>

- ▶会社名、代表者名、住所、電話番号
- ▶扫当者名

▶申込日(契約日)

- ▶バイクの名称(メーカー名、通称名)
- ▶年式や車台番号(分からないものは不要)
- ▶購入金額(買取額、下取額)
- ▶バイクの引渡時期、方法
- ▶代金の支払時期、方法
- ▶契約の解除に定めがある場合、特約がある場合はその内容

記載事項②くその他のもの>

- ▶クーリング・オフに関する事項
- ▶バイクの引渡しの拒絶に関する事項
- ▶物品の特徴(品質査定書の交付)
- ▶「書面の内容をよく読むべき旨」「クーリング・オフに関する事項」を赤枠の中に 赤字で記載



書面の字の大きさは、8ポイント以上の大きさであることが必要

- 4. 消費者は、クーリング・オフ期間中(書面交付から8日以内)は、契約内容 (引渡し期日の約束)に関係なくバイクの引渡しを拒むことができることを 告げる必要があります
 - ▶「注文書や契約書を交わす際に『クーリング・オフ期間中はバイクの引渡しを拒むことが できる旨』を口頭で説明する」など

<クーリング・オフとは>

●バイクの売買契約の申込みや締結が行われた場合であっても、書面(上記「3.」の書面)を受領した日から8日以内であれば、売主である消費者は書面により申込みの撤回や契約の解除をすることができる制度

なお、クーリング・オフを使用した消費者にキャンセル料等を請求する ことは出来ません

▶「代金の返還に要する費用(振込手数料等)」を負担させることもできません

- 5. クーリング・オフ期間に買取り(下取り)したバイクを第三者に引き渡す場合は、「第三者」、「売主である消費者」双方に書面を交付する義務があります
 - ①「第三者」に交付する書面の内容
 - ▶訪問購入取引の相手方から引渡しを受けたバイクであること
 - ▶相手方がクーリング・オフを行うことができる(した)こと
 - ▶相手方がクーリング・オフできる期間
 - ▶事業者が相手方に対して書面を交付した年月日
 - ▶事業者の会社名、代表者名、住所、電話番号
 - ▶バイクを第三者に引き渡す年月日
 - ▶バイクの名称(メーカー名、通称名)、年式や車台番号(分からないものは不要)
 - ※通知書面の様式は省令で定めるものを使用すること
 - ②「売主である消費者」に交付する書面の内容
 - ▶第三者の氏名(名称)、住所、電話番号、法人ならば代表者の氏名
 - ▶物品を第三者に引き渡した年月日
 - ▶バイクの名称(メーカー名、通称名)、年式や車台番号(分からないものは不要)

Ⅱ. 訪問購入を行う際に「行ってはならない事項」

1. 飛び込み勧誘を行うことは出来ません

▶「バイクの下取・買取の商談を希望していないお客様を訪問して商談を行う」など

2.「査定」の依頼があった場合であっても、査定以上の行為を行うことは出来 ません

▶「出張査定を依頼されたお客様に対し、査定終了後に商談を始めてしまう」など

3. 一度取引を断ったお客様を再度勧誘することは出来ません

▶「『契約はしない』と言ったお客様に対して、再度、自宅を訪問するなどして勧誘を続けよ うとする」など

4. 勧誘に際し、不実(ウソ)のことを告げる行為、又は故意に事実を告げない 行為を行ってはいけません

- ▶「(根拠もないのに)『他店では絶対にこの金額は出せません』と説明する」
- ▶「(クーリング・オフ期間中は引渡しを拒絶できるのに)すぐにバイクを引き揚げるために 「今引き渡さないと市場価値が半値になる」などと説明する」
- ▶「代金の支払方法について、振込みでしか行うことができないにも関わらず、その旨を伝えない」 など

5. 「売買契約を締結させる」、「クーリングオフを妨げる」、「バイクの引渡を受ける」 ために迷惑行為 (威迫・困惑) を行ってはいけません

- ▶「契約するまで自宅等に居座って帰らない」
- ▶「『売ってくれないと困る』などと声を荒げる」
- ▶「『クーリング・オフしたら住めないようにしてやる』などと脅す」
- 「『今バイクを渡してもらわないと困る』などと声を荒げる」

など

この件に関するお問い合わせは・・・

 (一社) 自動車公正取引協議会
 二輪車業務部まで
 nirin-info@aftc.or.jp

 TEL 03-5511-2113
 FAX 03-5511-2114